

聴覚・言語障害者用「メール110番」の運用開始について

沖縄県警察本部

沖縄県警察本部では、平成5年11月から、耳や言葉の不自由な方々のために「ファックス110番」を運用してまいりましたが、この度、自宅や外出先など、何処からでも緊急通報を受け付ける「メール110番」の運用を開始することとしました。

この「メール110番」は携帯電話は勿論、パソコンやＬモード電話機など、電子メール機能を持ったものであれば通信できます。

事件や事故に遭われ、又は目撃された場合は、この「メール110番」若しくは「ファックス110番」利用して、110番通報下さるようお願いいたします。

運用開始月日：平成15年4月10日（木）から

メールアドレス：警察本部通信指令課又は各警察署地域課へ直接
来訪してお尋ね下さい。

※いたずら・迷惑メール等を防止し、本来の目的である聴覚・言語障害者用としての緊急通報機能を確保するため、「メールアドレス」は公表せず、聴覚障害者等のみに教示しますので、ご理解とご協力をお願い致します。

1 「メール110番」のかけ方

- ① 携帯電話等で文字メールを作成し、上記メールアドレスにメールを送信します。
- ② メールが沖縄県警察本部通信指令室に着信し、110番受理を行います。
- ③ 110番受理すると、警察官が受理した旨の返信メールを送信しますので、必ず返信メールを確認してください。
- ④ 警察では、現場にパトカー等を向かわせ、現場処理を行います。

2 通報ポイント（かな文字のまま結構です。）

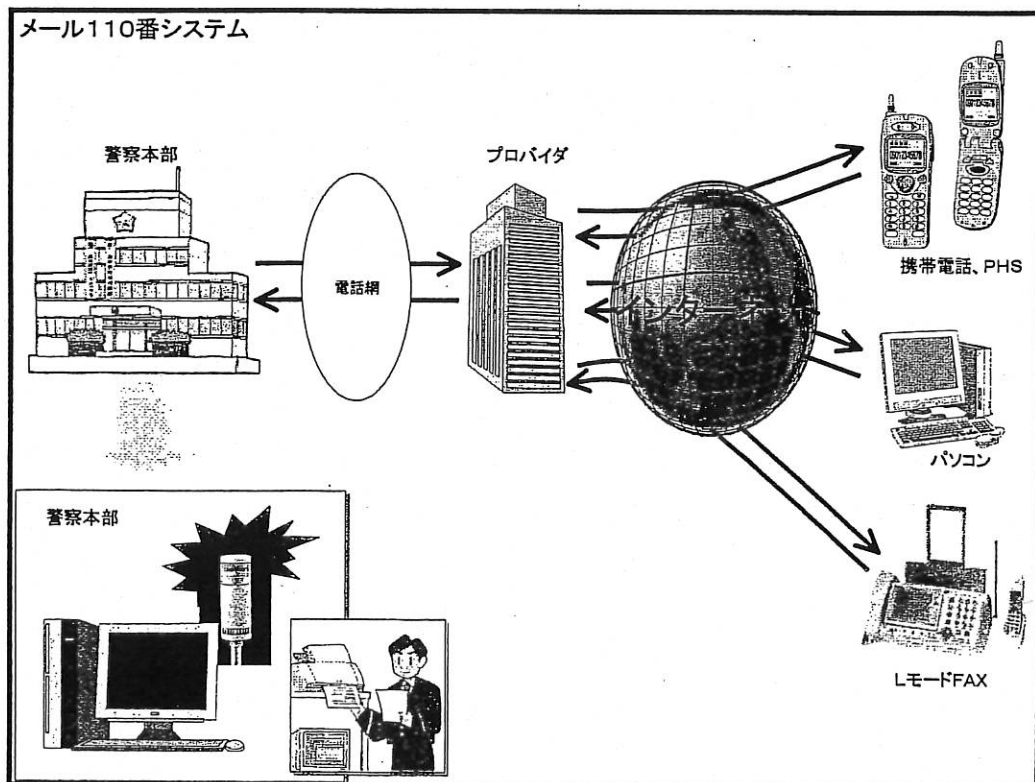
- ① 何があったか？（事件名、交通事故、ひったくりなど）
- ② いつ？（いま、5分前など）
- ③ どこで？（現在いる場所、学校・公民館・銀行などの公的施設、スーパー・コンビニなど目標となる建物や交差点名など）
- ④ 犯人について？（逃走方向・手段、犯人の特徴、服装、人数など）
- ⑤ あなたの氏名、住所、性別、メールアドレスは？
- ⑥ 連絡先、電話番号は？

3 注意事項

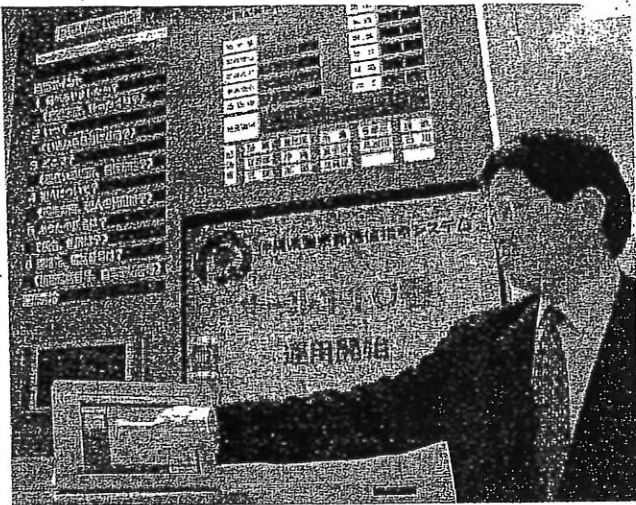
- ① いざという時すぐに使えるように、「メール110番」のメールアドレスをアドレス帳に登録してください。
- ② 携帯電話会社のメール混雑時には、メールが遅れたり、届かない場合があります。
- ③ 警察では、メールを受信すれば必ず「受信しました」と返信しますので、返信メールのない場合には、再度送信してもらうか、近くの人に依頼して電話による110番通報をお願いしてください。
- ④ メール送信後は電源を切らずに、返信メールのチェックをお願いします。警察から不明な点について、更にお尋ねする場合があります。
- ⑤ 「メール110番」は沖縄県内の事件・事故等に限りです。
- ⑥ 添付ファイルの受信はできません。
- ⑦ 「メール110番」は無料ではありません。（メールの送受信料がかかります。）
- ⑧ 「ファックス110番」も従来どおりご利用下さい。
ファックス（FAX）は遅延がありませんので、なるべくファックス（FAX）による通報をお願いします。

ファックス110番 098-862-8110

4 システム概要構成図



障害者へ こちらはやさしく



110番 メールでOK

県警は、耳や言葉の不自由な人たちの緊急通報体制の充実を目的に、十日から携帯電話やパソコンなどの電子メールを利用した「メール110番」の運用を開始した。全国の道府県で二十二番目の開設。これまでの「ファクス110番」と

県警が運用開始

併用して、障害のある人たちの助けを求める文字による通報に対応する。県内の聴覚障害者数は〇番受理件数三十九件中、緊急性を要する事件事故に関する通報は皆無だった。「メール110番」は、各警察署や県聴覚障害者協会などで障害者のみに伝えられるメールアドレスを利用し、「いつどこで、何があったのか。犯人について。送信者の氏名や連絡先など」を書き込んだ電子メールを送信するシステム。県警では障害者の利用に限定し、送信・受信の際の混雑やいたずらを防ぐため、一般にはメールアドレスを公開しない。

携帯電話などの電子メールを利用した「メール110番」を受信する。10日、県警本部

問い合わせは県警通信指令課(098)862-0110・内線444、県聴覚障害者協会(098)888-0833。

「メール110番」スタート

24時間体制 携帯にも対応

県警で運用開始式

耳の不自由な人が、携帯電話などから電子メールで緊急通報できる「メール110番」の運用開始式が十日、県警通信指令室で行われた。電話の110番に該当する専用アドレスを新たに設定。携帯電話のメールやファクスのショート、インターネットを通じて、緊急通報できる。県警の通信指令室に専用受信端末を設置し、110番通報と同様、二十四時間体制で対応する。運用開始式で高橋清孝県警本部長は「安全、安心感を与えるという、県民から引き受けた任務を果たしてもらいたい」とあいさつ。続いてシステムの試用があり、メールを受けると通信指令室のパソコン上部に設置されたフラーが鳴って、赤色

先で被害に遭ったケドスでも、携帯電話を使って現場から通報できるメリットがある。

県警は一九九三年十一月、言葉や耳の不自由な人からの緊急通報用として専用ファクスを設置している。メール110番は、自宅にファクスを設置していない人や、外出者は現在約六千人。